

第二百八号議案

東京都公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和四年十二月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例  
東京都公文書等の管理に関する条例（平成二十九年東京都条例第三十九号）の一部を次のように改正する。  
第十八条第三項中「照合する」を「容易に照合する」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十一条の規定の施行による個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の改正を踏まえ、規定を整備する必要がある。